

第2回法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会 議事録

- 1 日時 : 平成22年7月7日（水）16:00～18:00
- 2 場所 : 総務省第1特別会議室
- 3 出席者 : (構成員) 谷藤悦史座長、郷原信郎座長代理、江川紹子委員、コリン P.
A. ジョーンズ委員、櫻井敬子委員、三上徹委員、山田昌弘委員
(法務省大臣官房司法法制部) 小山司法法制課長、中川参事官
(文部科学省高等教育局) 澤川専門教育課長、中野専門職大学院室長
(総務省) 階総務大臣政務官
田中行政評価局長、新井官房審議官、讃岐総務課長、松本評価監視官、城代政策評価審議室長
- 4 議題 : 法務省及び文部科学省の「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の検討結果等についてヒアリング
- 5 配布資料 :
(法務省資料)
○法曹養成制度について
資料1 司法試験合格者の推移
資料2 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）（抜粋）
資料3 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日）（抜粋）
資料4 法曹養成制度の流れ
資料5 法科大学院制度と新司法試験等導入に向けたスケジュール
資料6 平成21年新司法試験法科大学院別合格者数等
資料7 法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果(取りまとめ)
資料7の附属資料
資料8 法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果(取りまとめ) (概要)
(文部科学省資料)
資料1 法科大学院制度について
資料2 「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」の概要

6 議事

【谷藤座長】 定刻となりましたので、ただいまより第2回法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会を開催したいと思います。

本日はお忙しい中、また大変暑い中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

前回、都合によりまして、残念ながら第1回目の研究会を欠席されました山田委員に本日ご出席いただいております。山田委員から、自己紹介を兼ねてごあいさつを最初にお願ひしたいと思います。

山田昌弘委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【山田委員】 山田昌弘でございます。よろしくお願いいたします。ご紹介がてら、資料（「司法試験不合格者をどう処遇するか」（2010.5.15週刊東洋経済））としてこういうものを書きました。なれなかった人をどうするかというのをずっと考えておりまして、フリーター問題等もやっております。本職は家族社会学者ですが、そういう関係から参加していきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

【谷藤座長】 ありがとうございます。山田昌弘委員から配付されました司法試験不合格者をどう処遇するかがお手元にあると思ひます。お時間がございましたら、委員各位でお読みください。

次に、日弁連から傍聴の希望が出ております。本日の傍聴の希望者は、日弁連の法曹養成対策室囑託の池田雅子弁護士でございます。

本研究会の運営に当たり、第1回の研究会で了承いただいたことを確認いたしますと、会議は原則として非公開としますが、議事内容に応じて、座長のご了承を得たものについては傍聴を認めることを確認いたしました。それで、今回の傍聴願ひでございますが、皆様のお考えを最初にお聞かせいただきたいと思ひます。傍聴を認めるかどうかにつきましてご意見、どうぞ。ございますか。

【郷原座長代理】 きょうは法務省、文科省からこのワーキンググループの報告書の内容の説明を受けるということですから、日弁連のメンバーもたしかこのワーキンググループには入っていたはずですし、きょうの会議の内容からすると、傍聴を認めても差し支えないはないんじゃないかと思ひます。あくまで一回一回議事の内容に応じて判断す

るべきことということ断った上で、きょうについては認めるというのでいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【谷藤座長】 郷原委員からそのようなご意見が出ましたけれども、ほかの委員はどうでしょうか。

(「結構です」の声あり)

【谷藤座長】 結構ですか。今回はヒアリングですから、傍聴を認めるということで、三上委員もよろしいでしょうか。

【三上委員】 はい。

【谷藤座長】 山田委員もそうでしょうか。

それでは、今回の研究会につきましては、日弁連の傍聴を認めることにしたいと思います。今後の研究会につきましても議事内容に応じて皆様の意見を伺いながら、傍聴を認めるか否かを判断させていただきます。

それでは、日弁連の方とこれからヒアリングを行います法務省及び文部科学省の担当者の方を会場にご案内にいたしたいと思います。

(ヒアリング者・傍聴者入室)

【谷藤座長】 本日は、総務省におかれております法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会にお越しいただきありがとうございます。感謝申し上げます。

今日の議事次第に入ります。法務省及び文部科学省の法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの検討結果について、当研究会でヒアリングを行いたいということでお越しいただきました。法務省大臣官房司法法制部司法法制課の小山太士課長、よろしくお願いいたします。並びに文部科学省高等教育局専門教育課の澤川和宏課長にお越しただいております。ありがとうございます。

最初に、あわせて法務省と文部科学省から40分程度ご説明をいただきたいと思えます。その後、10分程度休憩をとった後に、こちらの委員と50分程度の質疑応答を行いたいと考えております。

最初に、法務省の小山課長から法曹養成制度の概要と現状につきましてご説明いただきたいと思えます。

小山課長、よろしくお願い申し上げます。

【小山司法法制課長】 法務省大臣官房司法法制部の小山でございます。よろしくお願いいたします。

今日は説明の機会をお与えいただきましてありがとうございました。お手元の資料をご覧いただきたいのですが、「法務省説明資料」というのがございまして、その説明資料の一覧がついています。それから、法曹養成制度についてという1枚紙のレジюмеがございまして、私の説明はこのレジюмеに従って行いたいと思っております。その後ずっと資料番号を右上に振りまして、6番までが制度概要についての資料、資料7が今ご紹介のありました検討ワーキングチームの検討結果の取りまとめ、資料8はそれを概要ペーパーにまとめたものでございます。

当省の資料は以上でございまして、先程申し上げましたように、このレジюмеに従ってご説明申し上げます。

まず、法曹養成制度全般につきましてでございます。

法曹養成制度の創設経緯ですが、司法試験という制度が昭和24年に導入されました。第二次世界大戦以前には、高等試験司法科試験というものがございましたけれども、それに代わって導入されたものです。司法試験に合格し、当時は2年の司法修習を経て修習生考試、いわゆる2回試験、修習の修了の試験でございまして、これに合格した者に法曹資格を付与する制度がこのときから始まったわけでありまして。

資料1、A4横の棒グラフをごらんいただきたいと思います。

これは司法試験制度が導入された昭和24年以来、現在に至るまでの司法試験合格者数の推移のグラフです。一番最初は265人という数字から2,000人を超える数字になっています。人数がいろいろ増えたのには経緯がございまして。昭和24年にこの試験制度導入がされた後に、最初にこの法曹養成制度の見直しの議論が行われましたのは、昭和37年に内閣に設置されました臨時司法制度調査会がございました。この調査会は、司法制度の運営の適正を確保するための各種施策について調査・審議することを目的とし、レジюмеにありますように、昭和39年に取りまとめを行っております。その意見書で、「法曹人口が全体として相当不足していると認められるので、司法の運営の適正円滑と国民の法的生活の充実向上を図るため、質の低下を来さないよう留意しつつ、これが漸増を図ること」と摘示しております。このとおり、この当時から既に法曹人口が足りなくて、その増加が必要であるという認識が示されていたものであります。

しかし、結局のところ、この臨時司法制度調査会の意見書の提言は実行に移されることがなく、資料1のとおり、平成2年ころまでは、大体なだらかな台のように年間の司法試験合格者数は500人前後で推移してきたものであります。

その後、司法試験については合格者の平均年齢がものすごく上がっているとか、合格までの受験回数が非常に多くなっているということなどが指摘され、そのための措置として、出題形式や内容の変更等の改善が試みられたのですが、なかなか効果を示さない状況が続いておりました。

このような状況を受けまして、昭和62年に法務大臣の私的機関として法曹基本問題懇談会が設置されまして、昭和63年に取りまとめがなされました。この意見書においては、司法試験の現状について合格率がわずかに約2%であるとか、平均年齢が約28歳である、平均受験回数が6回となっている、若年者の合格率が低下している、あるいは法曹志望者の多くが法学部卒業後に長期間にわたって受験勉強しているなどということを指摘して、このような現状は法曹界が国民の期待にこたえ得る後継者を確保するという観点から見て、もはや放置しがたいものであるという内容の取りまとめをしております。

その上でこの意見書は、緊急に現状を改善するために、司法試験合格者を増加させるとともに、受験回数制限を設け、若年者を多く合格させることで、資質・能力を有する人材を相当数確保すべきだという指摘をしております。

その後、平成2年、平成9年に、法曹三者による「司法試験制度改革に関する基本的合意」、「司法試験制度と法曹養成制度に関する合意」がなされております。当初の合意では、500人程度でありました合格者を平成3年から600人程度、平成5年から700人程度にするという合意、また、それと同時に、司法試験について合格枠制という制度を取り入れることとされました。合格枠制というのは、論文試験の合格者を決定する際に、試験の全受験者から100分の70に相当する合格者をまず決定し、その残りの100分の30の合格者については、初回受験から3年以内の受験者から決定するという制度です。要は3年以内の受験者を優遇する措置です。その後、司法試験法の改正を経て、平成8年から15年までこの合格枠制という制度がございました。そして、平成9年の法曹三者の合意の中では、司法試験の合格者を平成10年度に800人、11年度から年間1,000人程度に増加させることとされました。

他方で、平成9年ころからですが、司法制度改革の議論が始まってきました。

そして、行政による事前規制型社会から司法による事後監視救済型社会へという流れの中で、法曹人口の増大、司法機能の一層の充実の必要性が指摘されるようになったわけです。

しかし、先程来もありましたが、我が国の法学部における教育内容は法曹養成に特化したものでなく、司法試験受験生の受験予備校への依存、受験技術優先の傾向が顕著に認められました。具体的には、大学に在学している間から受験予備校に通って、法律の教科書も十分に読むことなく、予備校本と呼ばれるテキストを丸暗記する勉強方法をとる者が多く、受験生はもとより、合格者の中にも体系的な法律知識や法的な思考力が不足している者が少なくないという指摘を受けるようになったわけであります。

このような状況において、従来の枠組みでは法曹の質を維持しつつ、大幅な合格者増を図ることは困難であるという認識が広まってきて、各種の法科大学院構想が発表されたほか、法曹養成制度や法曹人口に関して各界からさまざまな提言がなされました。

そして、このレジュメにありますとおり、平成11年7月に内閣に司法制度改革審議会が設置されまして、平成13年に司法制度改革審議会意見書が提出されました。この意見書の抜粋は資料2としております。

見ていただきますと、この意見書におきましては、57ページで経済・金融の国際化、知的財産等の専門的知見を要する法的紛争の増加、弁護士人口の地域的偏在の是正の必要性、「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大などを指摘しております。

それから、58ページで線を引いておりますけれども、司法試験合格者数について、平成14年の司法試験合格者を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである、さらに、法科大学院を含む法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには新司法試験の合格者を年間3,000人とすることを目指すべきであるなどという提言をまとめました。

また、61ページでは、法曹養成制度につきまして、司法試験が開かれた制度としての長所は持つが受験者の受験技術優先の傾向が顕著であることなどを指摘しております。他方で、大学の法学部教育が一定の法的素養を持つ者を社会のさまざまな分野に送り出すことを、大学院教育は研究者養成を主たる目的として、いずれもプロフェッションとしての法曹を養成する役割を適切に果たしてきたとはいいがたいという問題点も指摘しております。

ということで、法曹人口の拡大を図るためには、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備し、その中核をなすものとして、法科大学院を設けるべき

であるとなりました。

この意見書を受けまして、平成14年3月に資料3の司法制度改革推進計画という閣議決定がなされております。

見ていただきますと、法曹人口について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すとされています。

また、10ページには、法曹に必要な資質として豊かな人間性等を指摘いたしまして、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備するとしたわけであります。

以上のような経緯を経まして、「点」から「プロセス」による養成ということが決まったわけであります。それが資料4でございまして、色分けしておりますが、上のほうが従来の制度です。点、すなわち司法試験の一発勝負であり、現行の新しい法曹養成制度は法科大学院を中核として、司法試験、司法修習と連携したプロセスによる制度とすることになったわけであります。

これがこの制度の経緯でございまして、お許しをいただきますれば、法科大学院制度については文部科学省からご説明いただきたいと思いますが、どうでしょうか、座長。

【谷藤座長】 じゃ、そのようにしていただけますでしょうか。

【澤川専門教育課長】 文部科学省の専門教育課長、澤川と申します。きょうはどうぞよろしくお願いいたします。

お手元に文部科学省説明資料と題した資料をお配りしているかと思っております。その中で、横長でございますが、右上に22年7月7日文部科学省、法科大学院制度についてという資料がございますので、その資料に沿いましてご説明をさせていただきます。あと、若干行ったり来たりいたしますが、法務省の説明資料の中にも先日公表されましたワーキングの参考資料という形で、文部科学省関係の資料が幾つかありますので、そこも時に引用させていただきたいと思う次第でございます。

若干、今の法務省の説明と重なるところはございますが、法科大学院制度についてと題します資料の冒頭でございます、法曹養成の基本理念ということでございます。

法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度は、13年6月の司法制度改革審議会の意見書を踏まえて導入が決められたということでございます。法曹人口の拡大とか、裁判員制度と並ぶ司法制度改革の大きな柱の一つでございます。この第2のところ、小さ

い字でございますが、法曹養成の改革ということで、推進計画の中から抜粋しております。法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度の整備ということで、制度が発足したということでございます。

2番目、制度の概要のところでございます。この司法制度改革審議会の意見・提言を踏まえまして、文部科学省に置かれております中教審でも議論いたしまして、制度設計を行ったということでございます。具体的には、専門職大学院設置基準の中で法科大学院について規定を設けるという形でやっております。修業年限につきましては、(1)のところでございますが、基本的に3年ということで、既修者については2年と。

あと、修了要件については93単位以上ということで、2年に修業年限が短縮されます。既修者については、30単位まで履修した者とみなすことができるという形になっております。あと、教員組織については、必要な教員数の規定を置いておりますが、そのうち専任教員の2割以上は実務家教員となっている次第でございます。

あと、教育の中身につきましては、具体的なところは※以下のところがございますが、少人数とか、双方向、多方向を基本とした授業ということで、理論と実務の架橋を意識した内容での教育が実施されるということでございます。

3番目、法科大学院の設置と教育の質の保証の仕組みでございます。

法科大学院につきましては、(1)の開設状況でございますが、現段階で74校法科大学院が開設されているところでございます。審議会の意見書の中で、基準を満たしたものを認可するというので、広く参入を認める仕組みということを踏まえまして、設置認可を行っているという形でございます。

「また」以下の設置計画履行状況等については、また後ほどご説明させていただきます。

こうやって設置されました法科大学院の質の保証システムということでございますが、これは大学行政全般にかかわることでございますが、平成16年度以降は「認証評価」というものを取り入れたと。従前は設置基準と設置認可審査ということで、事前の規制に重点を置いた制度でございますが、その後、16年度以降は、そういう事前の審査とあわせて事後に行います確認としての認証評価の併用にするんだという形で大学政策全般が転換されておりますので、法科大学院についても同じような仕組みになっているということでございます。

特に、法科大学院につきましては、大学全般の評価でございます7年ごとの機関別評価に加えまして、ここにございます文科大臣が認証した評価機関による教育活動の状況

についての評価を5年ごとに受けているということでございます。昨年度までに先程申し上げた全74校がすべてこの認証評価を受けているという形でございます。うち24校が不適格という形になっております。この認証評価の仕組みにつきましては、法務省との連携を深めるという観点から、評価結果につきましては、この評価機関が実施した評価結果を法務大臣に通知するとか、あと不適格という形で認定を受けた法科大学院につきましては、文部科学大臣が報告または資料の提出を当該法科大学院に求める形で、ほかの大学に比べて厳格に運用する形での制度設計がなされているところでございます。

3ページでございますが、認可されたすべての法科大学院教育の水準の確保という観点で、現職の裁判官でございますとか、検事の派遣制度という制度を創設いたしまして、それぞれ派遣をいただいていたり、弁護士会からの派遣の協力が行われているところでございます。

あと、大きなローマ数字のⅡ番目、文部科学省が進めている法科大学院教育の改善ということでございます。

昨年になります、21年4月に中教審に置かれております法科大学院特別委員会が報告書をまとめておりまして、法科大学院教育の質の向上を目指すという観点から、幾つかの提言を行っているところでございます。この報告書につきましては、法務省さんの資料の右肩に資料3とございますが、30ページにありますので、そのところに詳細は譲りたいと思っております。その中で、幾つかかいつまんで重要なところを申し上げたいと思っております。

まず、3ページでございます。入り口と出口の質の確保というところでございます。特に入り口の確保というところで、受験に当たっての競争倍率が2倍を下回っているという形で、競争性の確保が困難、質の高い入学者を確保することが困難といった法科大学院につきましては、入学定員の見直しを促しているところでございます。

また、この合否判定の要素であります適性試験につきましては、大学入試センター等の実施機関が行っているわけでございますが、最低限必要な基準点の設定を今促しているところでございます。

その他、多様な人材を法曹に受け入れるという理念を踏まえまして、法学部以外の学部出身者でございますとか、社会人の入学を各法科大学院に対して求めてきているところでございます。

また、(2)でございますが、教育の充実ということで、バランスよくということを留

意いたしまして、(2)にございます法律基本科目の学修の強化ということで、未修者を対象といたしまして、法律基本科目の学修の強化を図っているということでございます。今年の3月に専門職大学院設置基準を改正いたしまして、未修者を対象といたします1年生での履修単位の増を図ったところでございます。あわせて、今、これは現在進行形の話でございますが、中教審の特別委員会におきまして共通的な到達目標についての検討を現在行っているところでございます。

あと、(3)にございます厳格な成績評価・進級判定についても、各大学に取り組みを促しているところでございます。

あと、文部科学省の法科大学院教育の改善の大きな2番目でございますが、組織見直しの促進ということでございます。先程の中教審の提言に基づきまして、各法科大学院に対しまして入学定員の見直しということで、組織の見直しを促しているところでございます。※でございますが、この春行われました入試、平成22年度入学定員につきましては、4,909名に削減されたということで、対前年比約15%の減という形でございます。856人、15%の入学定員が各大学において削減されたということでございます。また、この入学定員の見直しにつきましては、当方から各法科大学院に対して、引き続きこの削減を促しているところでございまして、基本的にまだ22年度ですべての法科大学院はできているわけではございませんので、そういった法科大学院を中心にさらなる定員の削減を求めているところでございます。

あと、(2)にございますが、22年3月の特別委員会で組織見直しの促進方策ということで、財政支援のあり方についても提言が取りまとめられて、現在、文科省において検討中でございます。

あと、最後になります、質の保証システムの強化というところでございます。先程の説明と重複するところがございますが、4ページの下3番の質の保証システムの強化でございます。

まず、法令等に基づく制度ということでございますが、設置認可いたしました法科大学院につきましては、その設置計画がきちっと履行されているのかという意味で、「設置計画履行状況等調査」が行われると。いわゆるアフターケアという形で、しっかり設置計画が履行されているかどうかということ、大学設置・学校法人審議会が中心となって行うものがございます。

あわせて、先程ご説明いたしました評価機関による「認証評価」ということで、5年

に1回、法科大学院の教育研究活動について評価するという観点での認証評価が行われるということでございます。

また、法令に定められたものではございませんが、昨年来、中教審の特別委員会が取り組んでいる「改善状況調査」ということで、先程ご説明いたしました21年4月の中教審の報告が各大学においてしっかり受けとめられて、改善がされているんだろうかという形での実施状況調査ということでございます。これにつきまして法務省さんの資料の80ページ、資料12で本体を掲げております。各大学院に対する書面調査でございますとかヒアリング、実地調査を行いまして、その結果を平成22年1月に取りまとめたものが、この法務省資料の80ページ以降に掲げられているところでございます。「継続的な改善の取り組みが必要」というのが12校、「大幅な改善が必要、重点的にこれからフォローアップしていきます」というところが14校ということで、83ページ以下に各法科大学院の所見を書いておりまして、個別具体の指摘をいたしまして、この結果を公表いたしまして、各大学院の取り組みを促しているところでございます。

あと、認証評価につきましては5年1回ということで、すべての法科大学院が1回認証評価を受けたということで、その結果を踏まえた必要な見直しを今年の3月に行ったということで、認証評価のあり方についても一巡目の評価が終わったということを含めて、やり方の改善を図ったところでございます。

駆け足でございますが、以上が法科大学院制度についてでございます。

【小山司法法制課長】 またちょっと戻りますけれども、よろしいでしょうか。

続きまして、法曹養成制度導入後の司法試験、レジユメの第2と第3、最終的にはワーキングチームの取りまとめまでご説明させていただいてよろしいでしょうか、座長。

【谷藤座長】 ワーキングチームの前までのご説明をお願いいたします。

【小山司法法制課長】 じゃ、そこまでご説明申し上げます。

まず、第2でございます。

まず、緑色の資料5をご覧ください。この資料のとおり、平成16年4月に法科大学院が学生の受け入れを開始しました。これは左の上の緑のところに書いてあります。そして、18年から法科大学院修了生に受験資格を付与した新司法試験が開始されております。また、平成22年までの間は、受験資格制限のない旧司法試験も新司法試験と並行して実施されております。

なお、平成23年からは経済的な理由等により法科大学院を経由しない人のために、予

備試験という制度が予定されています。これは右上に書いてある黄色の制度です。新旧司法試験の合格者数はこの資料の下半分に書いてございます。新司法試験の合格者は上に「新」と書いてあるところ、「旧」と書いてある部分の囲みの中に旧司法試験の合格者が書いてあります。新司法試験は平成18年からこれまで4回実施されておりますが、平成21年に行われた第4回目の新司法試験を見ますと、合格率が27.6%、合格者数が2,043人ということで、新司法試験の実施後、初めて前年度の合格者数を下回りました。受験者数が増えていることも関係しているんですけども、合格率も年々低下しているということでもあります。

資料6は法科大学院別の受験者数、最終合格者、合格率を、合格率の高い大学院から並べたもので、これを見ていただきますと、上の一橋大の法科大学院は合格率が62.9%、一番下の京都産業大学の法科大学院が2%と、非常に大きな開きが出ている状況にあります。

それで、ようやく検討ワーキングチームの問題でございしますが、資料7と資料8がこの関係の資料でございします。先に進んでしまってよろしいでしょうか。

【谷藤座長】　そこまでは概要ということと現状の報告でしょうか。

【小山司法法制課長】　現状と概要はここまででございます。

【谷藤座長】　それでは、そこまでお話をいただきまして、引き続き、法務省の小山課長からワーキングチームの設置の経緯並びにその検討結果についてのご説明をお願いしたいと思います。

【小山司法法制課長】　承知いたしました。それでは、資料7と8に基づいてご説明させていただきます。

新制度につきましてご報告いたしましたけれども、現在、この制度について各方面から問題点が指摘されるようになっているわけでございます。そこで、「質・量ともに豊かな法曹を養成する」という、先程来ご説明した司法制度改革が目指した制度の基本的な目標の実現が困難になるということから、法曹養成制度を早急に改善する必要があるわけであります。文部科学省の取り組みもございしますけれども、法務、文部科学、両大臣のご指示がございまして、本年の2月に法務・文部科学両副大臣主宰の法曹養成制度に関する検討ワーキングチームが設置されたわけであります。

ワーキングチームの目的は、新しい法曹養成制度の現状について指摘されるようになったさまざまな問題点・論点を分析して、これに関する改善方策の選択肢を検討するこ

とにございます。

ワーキングチームは昨日、その検討結果を取りまとめ、公表しました。資料7がその取りまとめ本文と添付の資料でございます。

この本文の最後、30ページの次に別紙1の委員名簿がございます。加藤法務副大臣、鈴木文部科学副大臣を共同座長といたしまして、中村法務大臣政務官、高井文部科学大臣政務官にも参加をいただき、そのほか担当省の委員として法務省から人事課長ほか、文部科学省からは高等教育局長にご参加いただきました。その他法曹三者等の委員として裁判所、検察庁、日弁連、それから法科大学院の関係者の方にもご参加いただいております。

別紙2に検討ワーキングチームの検討経過について記載しております。3月1日に第1回会議を開きまして、6月25日に取りまとめのための会議を行い、全11回開催しました。その間、会議とは別に、司法研修所、法科大学院の視察を行ったというものでございます。また、新法曹養成制度を経た弁護士、司法試験の考査委員や官公庁の関係者、企業法務や大手の法律事務所の関係者など、さまざまな方からヒアリングも行ったわけでございます。

続きまして、この取りまとめの構成でございますが、先程申しましたように、本文と資料という構成になっております。3ページに「はじめに」といたしまして、先程申し上げましたような新たな法曹養成制度の導入の経緯、ワーキングチームの設置経緯等について記載してございます。

5ページの第2でございますが、検討の基本的視点ということで、問題点・論点、改善方策の整理等が重要である、司法制度改革審議会意見等からどのように離れているのか、離れてないのかという検討の視点を書いてございます。

第3以下が、法曹養成制度のプロセスに従って、法科大学院教育、司法試験、司法修習の順に検討の経過を記載してあります。

6ページからが法科大学院の部分でございます。

15ページから新司法試験、22ページからが新司法修習についてまとめてあります。

そのほか、25ページには横串で全般にかかわるような論点、第7はもっと大きく法曹養成制度全般の抜本的な見直しに関する論点、関連事項として法曹人口で表明された意見等、それから30ページにワーキングチームの後のフォーラムの在り方についてを記載するという構成になっております。

資料8に概要ペーパーを用意しておりますので、これをごらんいただきながら、内容について簡単にご説明申し上げます。

これは思い切ってまとめてありますので、意を尽くしてないところもございませぬけれども、まず検討の視点を見ていただきますと、この法曹養成制度についてはいろいろな懸念が示されているということが書いてあります。2つ目の○でございませぬが、ワーキングチームにおける検討は、新たな法曹養成制度の現状が、司法制度改革審議会意見が提言した理念に沿うものとなっているか否かという観点を中心に行ったということでありませぬ。

2番目の法科大学院教育の問題点等についてでございます。なお、ワーキングチームの目的は、問題点・論点の検証、改善方策の選択肢を整理するということでございますので、改善方策についての具体的な政策決定までは、このワーキングチームでは行われていないということをお知らせさせていただきます。ですから、問題点・論点についても、両論がある場合には両論を併記しているというものでございませぬ。

このようなことで法科大学院教育、新司法試験、司法修習のそれぞれについて現状を把握して、問題点・論点の分析・改善方策の選択肢の整理を行ったわけでありませぬ。

2の法科大学院教育に関する問題点・論点としては、ここにありますように、法科大学院の志願者数、入学者に占める非法学部出身者・社会人の割合が減少していること、一部の法科大学院において、入学者選抜の競争性が不十分であることなどが挙げられています。さらに、新司法試験の合格率が低迷しているところがあること、厳格な成績評価、修了認定を行っていない等の問題があり、これらは文部科学省の中教審でも指摘されているところでございますが、このような問題点があることについて意見の一致を見たわけでありませぬ。

ですから、文部科学省は、先程ご紹介のありました取り組みにつきましては、強力に推進すべきであるということで異論はございませぬでした。

また、1ページの下(3)から2ページでございませぬが、法科大学院の入学定員の削減につきましては、入学定員のさらなる見直しが必要という意見が大勢を占めたところでありませぬ。改善が進んでいない法科大学院については、統廃合を含む組織見直しを促す必要があるということで意見が一致しております。また、これを実効的に促進するため、財政的支援の見直し、人的支援の中止等の措置を検討すべきとの意見もありました。

それから、真ん中辺の3でございますが、新司法試験につきましては、例えば方式や内容について、受験者の負担等を問題視いたしまして、問題数、出題内容を見直すべきであるという意見がございました。

また一方で、実際の新司法試験の合格点等を見ると、現状が受験者にとって過度な負担とは言いがたいなどの意見もございました。ほかにも意見はたくさんございましたが、詳細は本文をごらんいただければと思います。

それから、受験回数、合格基準及び合格者決定の方法についても、ここにありますような意見がございました。

新司法修習につきましても、経済的負担というのが(1)で書いてございますが、修習生の経済的負担を考慮して給費制を維持すべきという意見がありました。現在は「給費制」といって、司法修習生に給料が払われているんですけども、これを今年の11月から廃止して、お金を貸すという「貸与制」になりますので、給費制を維持すべきだという意見があったということです。他方で、貸与制についてさまざまな議論を経たものであるし、国民的負担を伴うことになるので、もし給費制を維持するなら、国民的理解は必要だという意見もあったわけであります。

それから、今回の取りまとめを踏まえまして、改善方策の政策決定をどうやって行うのだということが問題になるわけです。3ページの6でフォーラムの在り方でございますが、改善方策の政策決定を行うために、さらに具体的な検討を行う必要があり、そのために検討体制を構築することが考えられるということであります。そのフォーラムの在り方につきましては、国民に開かれた議論の場を設け、総合的かつ多角的な検討が行えるようにする必要があるということで、議論の一致があったということでございます。駆け足になりましたが、当方からは以上でございます。

【谷藤座長】 どうもありがとうございました。文部科学省から補足的な説明はございますか。

【澤川専門教育課長】 特にございません。

【谷藤座長】 それでは、ちょうど45分ぐらい説明を受けましたので、ここで休憩をとりまして、その後、各委員と意見交換をしたいと思います。10分間ぐらいの休憩をとりたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、5時5分ぐらい前から開始したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(休 憩)

【谷藤座長】 よろしいでしょうか。ボリュームがありまして、これを一気に理解して、問題点を抽出するということは大変なことだと思います。時間がまいりましたので、会を再開したいと思います。

先程行われました法務省並びに文部科学省からのご説明に対して、各委員から幾つかの質問がございましたら、発言をお願いしたいと思います。

最初に、確認ですけれども、このワーキングチームは、これで活動を停止するということでございますでしょうか。

【小山司法法制課長】 さようでございます。

【谷藤座長】 ということは、先程の報告で終わったということですね。その後については、提言としてフォーラムという形で検討を願いたいということ、いろいろな改善点を別として、出して終わったということですね。改善策等々についてどうするかということは、今後のことになりますけれども、フォーラム等々で、もし設置されたならば、検討されると受け取ってよろしいでしょうか。

【小山司法法制課長】 結構でございます。

【谷藤座長】 わかりました。それを前提として、各委員からご質問がありましたら、どうぞご自由に。江川委員、どうぞ。

【江川委員】 幾つか伺いたいことがあるんですが、まず1つは、いろいろな調査をされていると思うんです。ヒアリングもされたということですが、合格して新制度のもとで弁護士になった人の聞き取りはされているようですけれども、不合格となった人たちのその後についてはどのように把握されているのか、あるいは把握するための努力をされているのか、もしその調査の結果がわかれば教えてください。

【小山司法法制課長】 このワーキングチームの中では、不合格者が今どうなっているかというところまでの調査はしておりません。また、具体的に今、完璧にそれを把握できている状況にもないということでございます。

【澤川専門教育課長】 補足させていただきますと、各法科大学院で修了者のその後の状況を把握しているところもあるんですが、ただ、その結果を見ても、不明というふうになっているのが大半を占めておりまして、そこが例えば受験を引き続きしているものなのか、連絡がとれなくなってしまっているものなのかという限界もございまして、合格している方とそれ以外の、例えば公務員になられる方、企業に行かれる方もおられると思いますが、ただ、大半が不明とか、未定という形になっておりまして、そこ

の点での把握は一定の限界があるんだろうとっております。

【江川委員】 今後、調査される予定は特にはないですか。

【澤川専門教育課長】 今の時点では、特にスケジュールとしてはなっておりませんが、また必要があれば考えていきたいと思っております。

【谷藤座長】 ほかにどうぞ。

【山田委員】 じゃ、関連してよろしいですか。

今回が初めてなので、多少私の意見も含めてお聞きしたいんですけども、結局、この制度をつくる時に受験生の心理を考えてつくったのかというのが1つの疑問でございまして、私は社会学でリスク論をやっておりますけれども、実際にリスクというものがわからないときに一番不安になると思うわけです。

私、実は30年前に司法試験予備校でアルバイトをしまして、何をやったかという、合格予測曲線というものをつくったんです。つまり、予備校の成績をインプットすると、この人は合格しそうであるか、しそうでないかというのを判定してあげて、最初、低くても2年ぐらいで成績が上がった人は大丈夫だろう、何年もやってもほとんど上がらない人には肩をたたくということをつくっていたんです。

つまり、旧司法試験の場合は人数の問題も安定していましたので、自分がやっていてどれぐらい大きいリスクか、小さいリスクかというのはわかったわけです。でも、今は合格者が何人になるかもわからなければ、一体どれぐらいの水準で合格するかというのがわからない中、受験というか、法科大学院に決意されるわけですから、これは法科大学院を受ける人にとってあまりにもリスクが大きい。かつ、リスクにかける掛金がすごく大きいわけです。お金も時間もそうですけれども、日本は新卒一括採用というチャンスを失うリスクが最も大きいわけです。

つまり、半分以上が落ちることがあらかじめわかっている制度であるならば、本来は落ちた人がどうなるかということを考えて制度をつくらなくてはいけなかったと私は評価しているんですが、この制度をつくったときに、三振して落ちた人はどういうふうになるかということを考えてつくったのか、それとも落ちたらそんな人はもう知らないよ、野となれ山となれということをつくったのか。

つまり、大学で5%、7%未就職があるということであれだけ騒いでいるのに、半分以上の人が何百万円、新卒一括採用というチャンスを失って放置されるということがあると思うんですけども、そのことについてご議論があったのか、現実にはどうい

ートシステムが作動しているのかということに関してもしあれば、お聞かせ願いたいと思っております。

【小山司法法制課長】 申しわけございません。司法制度改革の過程で最終的に不合格になったものがどうなるべきかという議論があったかどうか、今、手元に資料がございませんので、即答しかねる状況でございます。申しわけございません。

【谷藤座長】 文部科学省のほうは。

【澤川専門教育課長】 補足でございますが、法科大学院修了生の就職先の確保ということで、法科大学院協会という法科大学院の集まりがジュリナビというサイトを開いております、そこで就職情報の提供とか、マッチングの支援をやっておりまして、我々としては法科大学院を2年、ないし3年学ばれたという方でございますので、その学修を社会において適切に評価いただくということも一つ重要なことだろうと思っておりますので、そういう情報提供を協会のほうでやっていただいているということでございます。

【江川委員】 それについてちょっといいですか。例えば法科大学院で学ばれる方々は、それなりの法律についての知識もあるということであれば、文科省とか法務省はそういう人を積極的に採用するとか、そういうことはしていらっしゃるんですか。

【小山司法法制課長】 ロースクールの卒業生で司法試験の不合格者をというご趣旨ですか。

【江川委員】 はい。

【小山司法法制課長】 現状において、そういうことはしていないと思います。

【澤川専門教育課長】 当方の資料、文部科学省の法科大学院制度についてというところの4ページをごらんいただければと思いますが、人事院調べということでございまして、国家I種（行政、法律、経済区分）の採用者における法科大学院出身者ということで、18年が3人。

【江川委員】 すみません。どこを説明して。

【澤川専門教育課長】 失礼。当方の資料4ページでございます。4ページに※がついているところが3つ並んでおりまして、そのうちの真ん中のところ、国家公務員採用I種試験の採用者における法科大学院出身者という形になっておりまして、18年度、19年度、20年度の数字がそれぞれ書いてございます。

【江川委員】 これは、つまり落ちた人なんですか。

【澤川専門教育課長】 そのこのところは出身者という形でございますので、中には受かっている人もおられるかもしれませんが、中には落ちてというか、まだ合格してない方もおられる。あくまでも出身者という形での学歴というんでしょうか、そこでの区分ということでございます。

【階総務大臣政務官】 資料5に各年度ごとの合格者のめどというか、括弧書きで、例えば平成18年だと、900人から1,100人程度といったふうに年度ごとに書いていますよね。大体19年まではそのとおり、下限に近いですけども、きていた。20年から乖離してきたと。この経緯を教えてくださいませんか。

【小山司法法制課長】 資料5の下に注がございます。司法試験を管理しております司法試験委員会が、合格者について一応の目安となる概括的な数字を公表しております。これは平成17年と平成19年にしております。その趣旨は、新旧の司法試験が並行実施されているということから、それぞれの試験を受験しようとする者に対して、自らの進路を選択する上での手がかりとすることができるように、各試験における合格者について、一応の目安となる概括的な数値を示しておく必要があるということで、示したものでございます。

ここで示す数値は、資格試験である司法試験の目的にかんがみ、実際の試験結果に基づき、当然変動し得る性質のものであるという留保がついているものであります。実際の司法試験の合否は、司法試験の考査委員で実際に採点された先生方の会議の議決で最終的には合格者を決定することになっております。ですから、最終的な合格者、毎年の合格者が何人となるかということはその会議の結果でございまして、政策的に何人と決めて、決定したものではないということをご了解いただきたいと思います。

【階総務大臣政務官】 つまり、目安としてこの程度の人数ということだったけれども、試験をした結果、その合格水準に達する人が満たなかったということよろしいわけですか。

【小山司法法制課長】 そうです。合格させていいという人を合格させているという理解でございます。

【階総務大臣政務官】 じゃ、やっぱり資格試験といいますか、ある一定の水準に達しなければ合格者は、極論すれば、ゼロになり得るという理解でよろしいんですか。

【小山司法法制課長】 極論すれば、だれも到達しなければゼロになり得る試験ということが前提でございます。

【階総務大臣政務官】　ただし、いくら優秀な人が多くても、この目安より上にいくということは逆にあり得るんですか。

【小山司法法制課長】　それも実際の試験の結果でございますので、論理的にはあり得ると理解しております。

【階総務大臣政務官】　山田先生のきょうお渡しいただいたペーパーを見ていると、試験には2種類あるということで、純粋な資格試験と競争試験なんだけれども、司法試験というのは中途半端だというご指摘ですよね。

【山田委員】　そうですね。少なくとも受験生にとっては、コンクールの日によって、まず何人か決めていってというふうに見えているところが問題なんです。ほんとうのことはわかりませんが、少なくとも多くの人はそう思って司法試験を受けているということは確かだと思います。

【櫻井委員】　ちょっと関連して、合格水準の決定の客観的な基準というのは多少でもあるのかどうかということ伺いたいんですが、種々いろいろな話も漏れ伝わってくるところで、水準に達しているかどうかということ以外にも考えられているのではないということも言われていますし、またその水準自体が非常に裁量性があるといえますか、その部分についてはどのように理解したらよろしいでしょうか。

【小山司法法制課長】　今、ご指摘のありましたような意見は、このワーキングチームの中でも実際ございました。取りまとめ本文の20ページをごらんいただきたいと思います。

「ア」の適正さというところを見ていただきますと、今委員からありましたのと同様のご指摘、合否判定が受験者の能力評価を実質的に反映した合理性のあるものになっているか疑問だとか、合否判定について見直すべきではないか、法曹になるための最低限必要な能力という観点から検討すべきではないか、その構成員の中に共通認識がないのではないかなど、いろいろなご意見がございました。

他方で、ワーキングチームで新司法試験の合格者である司法修習生の中には基本法の基礎的な知識・能力が不十分な者がいるという指摘もありました。これは実際に最高裁判所がいろいろ公表されている資料などにもそういう指摘があります。

それから、「さらに」と書いてありますが、何が適正な合格水準かについては、高過ぎる、低過ぎる、あるいは適正であるとの様々な見解があるとの意見がありました。

【櫻井委員】　現行の水準がどういう考え方でセットされているのかということをご端的

にお伺いしているんですが。

【小山司法法制課長】 司法試験の考査委員会議の議決において設定されているんです。

【櫻井委員】 それは形式ですよ。

【小山司法法制課長】 その中で毎回設定されているということです。

【櫻井委員】 アドホックに。

【小山司法法制課長】 毎回です。もちろん前年に比べた今年の平均点とか、過去の点数の分布とか、そういうものに基づいて、あるいは採点結果に基づいて決定されていると承知しております。

【谷藤座長】 郷原委員、どうぞ。

【郷原座長代理】 大体、今回のワーキンググループの取りまとめの全体を読ませていただいて、要するに現行の制度の枠組みをほとんど前提にした上で、運用上改善すべき点を検討されているということなんじゃないかなという印象を持ったんですが、そもそもこの枠組み自体に問題があるんじゃないかという議論はこういう場では行われなかったのかどうか、今後行われる予定はないのかということをお聞きしたいんですが。要するに現行の枠組み自体の問題というのは、そもそもこの司法制度審議会の意見の中で出ている法曹需要というのは、これから飛躍的に高まる、まだまだ法曹資格者は足りないという前提のもとでこの制度をつくられているわけです。そのところ自体を、今、前提にして議論されているということなのか、そこ自体に修正を加える必要があるかどうかということもここでこれまで議論されたかどうか、これから議論される予定があるのかどうかということをお聞きしたいんですが。

【小山司法法制課長】 ワーキングチームの取りまとめの例えば26ページ以下には、法曹養成制度に関する現行の法律を超えた抜本的な見直しに関する意見も整理されております。特に予備試験という制度がございますので、それとの関係でのご指摘などもあって、まとめて記載されております。また、28ページ以下にありますように、関連する事項として、法曹人口の在り方についても、若干の議論があったわけがございます。ですから、必ずしもワーキングチームの議論を事務局としてお聞きしていても、その議論が現状を前提としなければいけないものにとどまっていたとは考えておりません。今後、もっと広いフォーラムの場でそういう議論がなされる可能性もあるのかなとは思っております。

【谷藤座長】 櫻井委員、どうぞ。

【櫻井委員】 私は全体の感想なんですけれども、今、郷原先生がおっしゃったようなことを私も感じまして、もともとの出発点のところでは制度自体が悪循環に陥りつつあるという非常に真っ当な指摘があって、ただ、実際に示されているのは、例えば法科大学院教育の問題点についての改善方策の選択肢についてということで示されているんですが、今、この本文をざっと見ただけなんですけれども、改善策自体が非常に瑣末というところであれなんですけれども、いかにも運用上の小さい問題点について、しかもこういう意見があって、こういう意見があって、これについてはこういう見方もあるとかという書き方になっているので、出口のところはそれこそ非常に物足りないなという感じがするんですが、これは政務の方も入られて、それなりに注目度の高いチームではなかったかと思うんですけれども、今後、どうするのかということについてはフォーラムで検討される可能性があるということだと、大体これで終わりなのかなという感じもするんですが、そのあたり、そういうことでよろしいのかという点についてお伺いしたいと思います。

それから、あともう一つは、さっき試験が不透明ではないかという意見がございましたが、一方で教員の立場から見ると、ロースクール自体はいろいろな意味で別の観点からも非常に問題があって、例えばちょっと統計が知りたいのは、最初にロースクールができたときに、ロースクールに行きたいという人と行きたくないというふうに分かれたんです。非常に熱烈に行きたい方もいらしたし、行きたくないという人もいて、労働条件という観点からいうと、必ずしもロースクールがいいとは限らないということもあり、最近になりまして巷間言われているのは、ロースクールからの教員の流出があるのではないかと。大学の場合は人を採ってきますので、そのときにいろいろな話をするわけなんですけれども、これは文科省さんかもしれませんが、その点についてはどこかで統計をとりたいなとか、実態を知りたいなという感じがありまして、大体相対の世界でしかわからないので、そのあたりの状況を把握されているのかどうか。

それから、あともう一つは、試験の基準ということについてはいいですと、司法試験の試験委員の選考基準も非常に不透明であるということは前から言われていることで、試験問題の漏えいの事件なんかございましたけれども、あれは行政法だったので、私は行政法が専門ですので、あのときにも大体の話は聞いているんですけれども、そういう意味でそういう試験委員の選び方とかについても、ほとんど何の基準も示されていないと理解しておりますが、そういうことでよろしいんでしょうかということ、これは文科

省さんじゃなくて、法務省さんですね。よろしくお願いします。

【澤川専門教育課長】 まず、ロースクールの教員の流れ、動態把握ということになるんだと思うんですが、我々として、専任教員としてどんな方がいらっしゃるかということでは把握できるわけですが、その方が何年前は法学部の学部におられて、こっちに来たかということになると、それを何らかの形で今の時点で持っているわけではないので、それは別途調べてみなければいけないことになろうかと思えますし、いろいろな形で実務家教員を含めて出入りはあるわけですので、どういう形で把握できるかというのは、今、私の頭の中にすぐ浮かばないので、今、先生がおっしゃられた意味でストレートにありますかと言われると、今、手元がありませんという形になるかと思えます。

【櫻井委員】 じゃ、今後、そういう調査をされる……。

【澤川専門教育課長】 やり方を含めて検討しないと。いろいろな形で出入りはあるんだと思うので、海外に行かれる方もおられるでしょうし、企業に行かれる方もおられるかと思うので、どういう観点で把握すれば、先生のおっしゃっていることがきちっと把握できるのかということは、今の時点で私もイメージできませんので、ちょっとやり方は……。

【櫻井委員】 ロースクールの実態をあらわす、いい指標だと思うんです。非常に有意義だと思いますので、ぜひやっていただきたいと思えます。

【澤川専門教育課長】 学部と法科大学院の関係はどうなるかということも一つの論点だと思いますが、先生がおっしゃられていたことは、私が担当しているときに、あまりまだ現場の生の声としてそういうことまで聞いておりませんので、やるかどうかも含めてちょっとまた考えてみたいと思えます。

【谷藤座長】 法務省さんのほうからお答えいただけたら。

【小山司法法制課長】 まず、この出口があまりはっきりしていないのではないかの点ですが、確かにそういうご指摘はあるかもしれません。ただ、このワーキングチームの性格につきましては、取りまとめの5ページの2のところに書いてございますとおり、「ワーキングチームは、この問題点・論点の分析と改善方策の選択肢を整理することを目的している。いかなる改善方策を選択し実行すべきかを決定することは目的としない」というところが前提でございます。

フォーラムのことでございますが、これは先程ご説明しましたように、これで終わり

というふうに整理されたわけではなく、このフォーラムを構築するということが考えられて、その在り方について関係者だけでなく、国民に開かれたところでやる必要があるということ、具体的には、法務省、文科省のもとに置く、あるいは、司法制度改革推進本部もそうでしたので、内閣のもとに置くという意見もあったわけであります。ですから、きのう両副大臣からも記者発表されましたけれども、この点についてはなるべく早く立ち上げてやるべきだという政府の見解のご表明もございましたので、我々は、これで終わってしまうという雰囲気ではないと理解しているところであります。

それから、司法試験の考査委員につきましては、司法試験法に基づいて、司法試験委員会の推薦に基づいて、必要な学識経験を有する者のうちから法務大臣が試験ごとに任命するという規定がございまして、それ以上の公表された基準というのは承知しておりません。

【谷藤座長】 それでは、ジョーンズ委員どうぞ。

【ジョーンズ委員】 よくこの議論で質の低下とか、質の保証という表現が使われるんですけども、もともとの旧制度の法曹の質が高いという根拠はどこにあるのか。誤解されると困るので、別に質が低いとは思っているわけではないんですけども、質の低下といった相対的な表現が使われると、比較の対象として使われている水準は何なのか、何に基づいて低下しているのかが全くわからないので、あまりにも当然に昔は質がよかった、今は悪いというのが議論の前提になっているので、もともとの質は何なのかというのを聞かせていただければと思います。

【小山司法法制課長】 私どもがお答えすべきものなのかよくわかりませんが、ロースクールの卒業生が非常に質の高い、これも質をどうするのかという問題がございしますが、旧制度で育った者から見ても非常に優秀であるという評価が結構あるのです。個人的な見解としか言いようがないかもしれませんが、新制度で生まれた人たちが概して質が低いという評価が一般になされているかという、そうではないと思っています。

ただ、一部指摘されていますのは、基本法、民法とか刑法の極めて基本的な法律の理解が欠けていながら司法試験に受かってしまって司法修習をしている人がいるという指摘がされることがございまして、それは結果として最終的に司法試験の修了試験、二回試験と称しておりますけれども、そこで不合格になってしまうということが生じて、質が下がっているということを使う方がいらっしゃるんじゃないかと思っております。

【ジョーンズ委員】 それは法科大学院の問題なのか、司法試験の問題なのか、司法研

修所の問題なのか、メディアを見る限りはそれ全部、法科大学院の問題として処理されているようにも見受けるんですけども、理論的に考えると、司法研修所の修了試験に合格できなかった人は研修所の問題であるはずで、能力が足りないのに研修所に入れたのは司法試験の問題であるはずですけども、その辺は考えはどうでしょうか。

【小山司法法制課長】 それは確かにプロセスでございますので、質が低いということを使う方も法科大学院だけに問題があると考えておられるわけではないと思います。ですから、逆に司法試験のスクリーニングの機能が不十分なので、よりハードルを上げるべきだという意見の方も世の中にはいらっしゃるわけです。ですから、そういう人を合格させているのが問題なので、より難しくすべきだという意見の方もいらっしゃる。それは当否は別としてということでございます。

ですから、全体としてプロセスで法曹養成をしておりますので、全体としての不具合であることは前提となっていると思います。

以上でございます。

【ジョーンズ委員】 ありがとうございます。

【谷藤座長】 江川委員、どうぞ。

【江川委員】 先程郷原先生から提起された問題に関連してですけども、今の制度の枠組みをつくる前提についてどうお考えかということがさっき指摘されたと思うんですけども、今の法務省の認識として、今後、法曹需要が量的に増大する、そして実質的
法曹人口は5万人規模に達するという前提のとおり動いていらっしゃるんでしょうか。それともこの前提を今修正しなければいけないという認識で動いていらっしゃるんでしょうか。

【小山司法法制課長】 我々事務方といたしましても、司法制度改革審議会意見がいったときのように現実の法曹需要が顕在化していないというのは、正直認めざるを得ないと思っております。

ただ、法務省・文部科学省の政務三役も、需要が十分掘り起こされていないのではないかとこのご観点もお持ちです。ですから、例えば公務部門や企業の中に実際にもっと法律の専門家の需要があるはずなのに、それがまだ顕在化していないのではないかとこの政府の考えもでございます。そういうこともありまして、我々法務省、文部科学省としても、まず公務部門でどういう活躍ができるのかというのを人事院なども交えた検討会で議論したり、あるいは経済団体などと一緒に、会社の中で法曹有資格者の活用方策がも

っとあるのではないかという観点から、議論したりしているところです。ただ、それは現実に、今すぐに何千人受け入れる体制でないことはご指摘のとおりだと思っています。

【江川委員】 需要というのは自然にわき起こってくるもので、ほんとうはあるだろう、あるだろうと言って、需要をつくるものではないような気がするんですけども。

【小山司法法制課長】 おっしゃるとおりです。ですから、需要が実際あるのに顕在化していないのではないかという問題意識です。例えて言えば、本来は早く弁護士に相談すればいいのに、行かないで我慢している。その結果、非常に重大な問題を引き起こしている人がまだ世の中にはいるのではないかなど、そういう意味での需要が顕在化していないのではないかという問題意識と理解しております。

【階総務大臣政務官】 すみません。さっき私の聞いた質問と、今、矛盾があるような気がしたんですが、根本的なところで。というのは、年間合格者3,000人とか、2018年までに5万人という目標は、依然としてあるようなことを今前提にお話しされたと思うんですけども、さっきの私の質問は、この試験というのは資格試験なんですねということを確認したんです。能力が達していれば、人数は関係なく多くとったり、少なくとったりということもするわけだから、そもそも人数を何年までに何万人にするというのは成り立ち得ないんじゃないですか。資格試験なんだから、それは結果的にどうなるかわからないということなんじゃないでしょうか。

【小山司法法制課長】 ご指摘はごもっともな部分がございます。ただ、これは政策目標だと思いますけれども、資料3の司法制度改革推進計画という閣議決定がございます。先程もご紹介しましたが、司法制度改革推進計画は、「3,000人にする」とはもちろんしていないわけです。これは、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」という政策目標でございます。実際の試験の結果はそこに到達していない。それはおそらく何か足りなくて、3,000人の合格者が出るまでには司法試験の段階でも至っていないということで、もちろんこの目標自体を見直すべきだというご議論もございます。今年の合格者は秋に発表になりますが、3,000人なのかと言われると、相当苦しいのではないかという気持ちも個人的にはございますし、そういうご意見もございますが、現時点で法務省の政務三役、あるいは文部科学省としても、この閣議決定を今見直さなければいけないというご判断ではないということでございます。

【階総務大臣政務官】 受験生の立場からすると、上位3,000人に入れば受かると思

ってロースクールに入ったと思うんですが、今のご説明を聞いているとそういうものじゃないと。一定の能力に達しなければ、上位3,000人に入っても受からないんだと。そういうことを受験生には表立って伝えてよろしいですか。

【小山司法法制課長】 制度としては、政務官のおっしゃったとおりです。

【階総務大臣政務官】 多分、それを言うと、受験生の人たちはほんとうに裏切られたなという気になると思うんですが、それは問題だというふうにはお感じにならないですか。

【小山司法法制課長】 裏切られたということは、私どもからどうお話しすべきなのかよくわかりませんが、そういうご意見もあるのかもしれませんが。

【谷藤座長】 確認の意味で、検討ワーキングチームでそういう問題は議論されませんでしたか。

【小山司法法制課長】 この3,000人という関係をそもそも見直すかどうかというのは、関連する事項として、議論はされておりますが、そこを正面から見直すための議論がなされたわけではございません。この取りまとめの中では、25ページ、あるいは28ページなどに記載があります。特に合格者を大幅に引き上げるべきではないかという意見は、例えば25ページに掲記してございます。

【櫻井委員】 今に関連してですけれども、予備試験については現時点ではどういう計画になっているのでしょうか。見方によっては旧司法試験に戻すという側面もあって、それは評価の分かれるところだと思いますけれども、その点についてはどういう議論があって、どのような方向になっているのかについて簡単に教えていただきたいんですが。

【小山司法法制課長】 予備試験については、既に司法試験委員会が時間割りなどを公表してございます。当初の司法試験法の設計に基づいて、来年淡々と実施するということになっています。ワーキングチームの取りまとめの26ページに記載がありますが、予備試験については規制改革推進計画の閣議決定もなされていまして、どういうレベルであるべきかについて、1番目のパラグラフに当時の閣議決定の内容が掲記してあります。「予備試験の運用については」と真ん中辺にございますが、「法科大学院修了者と予備試験合格者との間の競争の公平性を確保するために、両者の司法試験合格率を均衡させるとともに、予備試験合格者が法科大学院修了者と不利とならないようにする」という閣議決定がなされています。

これについては、委員のご指摘のような議論もございました。その下にも書いてあり

ます。もっと大幅に拡充すべきという制度改正を前提としている指摘も現実にはございますが、ワーキングチームの目的は、問題点の整理等でございますので、ワーキングチームの議論のなかで、方向性を決めるということではございません。

【谷藤座長】 山田委員、どうぞ。

【山田委員】 私も法学ではないですが、大学の先生なので、結局、教育とは何かというところですごくあいまいな状況にあると思うんです。つまり、教育というものは、ある一定のカリキュラムを受けて教育を受ければ、その能力がつくということが前提になっているはずなんです。だから、例えば医学部に入りさえして、医学教育を受けさえすれば、もちろん一部の変な人は除かれるにしても、普通の人は普通にそこで教育を受けさえすれば、能力があつて、9割ぐらいは合格するであろうというのが、教育としての正しい形だと思うわけです。

そういう中で、カリキュラムもきちんとあつて、きちんと先生が教えているのにもかかわらずその能力がつかない人がいるということに関して、どういう見解を持つんでしょうか。もともとそういう能力がなかった、入るべき人間ではなかったというふうに考えなきゃいけないのか、教育の仕方が悪かったと考えなければいけないのか、それともその人の努力が足りなかったと考えなくてはいけないのかということがあると思うんですが、すみません、主に文部科学省の方にお聞きしたいんですけれども、どういう立場に立って法科大学院というものをつくったんでしょうか。

【澤川専門教育課長】 つくったときの理念ということになりますと、司法制度改革審議会の意見のところがございます法務省資料になりますが、法科大学院は修了者の七割、八割が司法試験に合格するように教育水準を上げる、努力するんだということを書かれております。制度設計時のところは法務省資料の右肩に14とあるところの左側、13ページでございますが、「法科大学院では課程を修了した者のうち相当程度、例えば七割から八割が合格できるように充実した教育を行うべき」という形での言葉が出ているわけでございます。

それで、現状、どうなっているのかということで申し上げますと、資料が飛んで申しわけございませんが、文科省がお出しいたしました法科大学院制度についてという資料がございます、その4ページのところでございます。累積の合格率という形になるわけでございますが、修了生は5年で3回司法試験を受けられるという形になっております。18年度修了生、3回これまで受けた受験生でございますが、今のところ48.

1%の合格率があるということでございます。初年度の修了生という形で、既修組というんでしょうか、法学部出身者のみに限定される年度でございますが、17年度修了者につきましてはこの資料に書いてございませんが、同じような調査をしてみますと、71.3%という形になっています。

【山田委員】 その数字はもちろん。そういう説明ではなくて、なれなかった人は何が悪いという、ほんとうに答えにくいと思うんですが、つまりなれなかった人はどうして納得すればいいんでしょうか。そもそも入らないほうがよかったというふうに考えるのか。つまり、恨む相手ですよ。自分の能力がもともとないのに入れてしまった法科大学院が悪いのか、自分の努力が足りなかったのか、それともたまたま運が悪かったのか、どういうふうに納得すればいいかということに関して、うまく制度が設計されていないというふうに私は思うんです、こういう形だと。多分、答えにくい質問だと思いますので、一応問題提起とさせていただきます。

【澤川専門教育課長】 いろいろ複合的な要因があろうかと思えます。それで、我々として中教審のこの報告の1枚紙であるんですが、その左上、問題点の所在として、入学者の質をどうやって確保していくかという意味で、法科大学院の入試でどれだけ厳しく見ていくべきかという問題もあろうかと思えます。あと、第2のところでございますが、修了者の質の保証ということでございますので、1年生から2年生に上がる時、修了認定をする時、どうかという大学院の問題もあろうかと思えますし、あとはその課程において学生がどのような形で勉強されたかということもあろうかと思えます。勉強の中には大学院としてどのような教育サービスを提供したかということと、あとはいろいろな動機づけということで、学修の定着状況を見きわめながら、それぞれの学生にどのような努力・奮起を促すような取り組みをしてきたかということになるんだろうと考えています。ですので、だれを恨めばという観点で言われると、いろいろな要因があるんだろうと思えます。

【山田委員】 でも、恨む人を年間3,000人以上出しちゃっていることは確かなので、多分、今年から。

【谷藤座長】 郷原委員、どうぞ。

【郷原座長代理】 先程来、要するに能力が足りない者は不合格にせざるを得ない、一定の能力を満たした者だけが合格者だということを強調されるんですが、仮に法科大学院生たちが大変な勉強をして教育の質も高まって、3,000人、十分受からせられるだ

けの能力になったとして、3,000人ほんとうに合格させられるのかというと、一方で日弁連の会長に1,500人に減らすべきだという人が当選したりも、就任したりもしているわけです。そういうような議論では、世の中に対して説明ができないようなところまできているんじゃないかと私は思うんです。

そこで、考えてみるべきは、この司法制度審議会の意見の中の法曹が不足しているという基本的な認識の法曹というのは何だったのかということを考えてみないといけないのではないか。確かに諸外国と比較したら、人口当たり数が少ないということは言えるとしても、それじゃ、どういった需要であれば社会の中に受け入れられるのかということを考えてみないといけないと思うんですが、世の中ってそれなりのマーケットのメカニズムが働いているはずで、今までの法曹にはその程度の需要しかなかったから、その程度でとどまっていたというふうに考えると、法曹というものの中身、質を変えなければ、それを大幅に増やしたら、当然、需給バランスが崩れるというのは当たり前の結果だと思うんです。ということは、今までの日本の社会の中の法曹というものの位置づけを変えるぐらい大きな需要を高めていくためには、そこで根本的に今までとは違った質のものを生み出す努力をしなくちゃいけなかったんじゃないか。それが行われてこなかったから、今、こういう状況に至っているんじゃないかという気がするんです。

ですから、今回、私は法務省と文科省でこういうふうに抜本的な検討が行われると聞いていたので、そういったところについて政務三役も入って議論が行われるのかなと期待していたんですが、全然そういうものが出てこない。

例えば私も以前、前々々法務大臣ぐらいになるんですが、保岡先生とお話をしたときに持論として言っておられたのが、法科大学院は1年目で中間試験を行って、そこで適性のない者は別の方向に向かわせると。企業社会とか、そういったところに供給する教育をその後行わせていったらいいんじゃないかと。法科大学院に入ってきた中で、法曹に向いている人間かどうかというのは入ってこないとわからない面もあると。これは私は確かにそれなりの考え方だと思ったんです。それから、当然出てくるんじゃないかなと思っていた議論は、イギリスのようなソリスタ、バリスタという法廷弁護士と非弁護士を分ける。司法試験自体はその二通りにしてしまうということも、ここに至っては必ず出てくる議論かなと思っていたら、そういった話も全然出てきていない。

そういう意味で、ほとんど法科大学院の新司法制度が始まったときの議論から、ほとんど抜出られていないんじゃないかという気がするんですが、そのあたりの議論は全く

出てこなかったんでしょうか。

【小山司法法制課長】 今のご指摘に関連することとしまして、取りまとめの28ページに法曹の役割について記載があります。1の(1)、これも審議会意見自体がというご指摘ですけれども、訴訟を軸とした紛争解決・予防だけではなく、社会の各分野における課題を解決する多様な役割が求められている、

そういう法曹像が司法制度改革審議会意見の法曹像だというご意見もございました。

そういう議論がなされた部分はあるということでございます。

【谷藤座長】 江川委員、どうぞ。

【江川委員】 この新しい制度の中では、例えば法学部以外の人、あるいは社会人にたくさんそちらのほうに挑戦してもらいたいという意図があったと思うんですが、今回のワーキングチームのまとめでも非法学部出身者、社会人の割合が減少しているとあります。この資料の中にも、社会人学生の入学の促進のために夜間コースをつくるとか、幾つかの対策をやっているということは出ていますけれども、なぜ非法学部生、あるいは社会人の入学者が少ないというふうに今分析されているんでしょうか。

【澤川専門教育課長】 すみません。詳細な分析をしているわけじゃございませんので、私見に入るところもございしますが、実際のところ、司法試験の合格率の状況ということだけで比較してみますと、既修者に比べて未修者が非常に厳しい状況にあるということは数字の上で言えるかと思っております。ですので、既修者の方は2年、未修者の方は3年ですので、その1年間でどれだけしっかりとした勉強をして、法学部でないというハンディを乗り越えて実力をつけるかというところの学修の大変さがあるんだろうと思っております。我々としてはその制度改正をして、未修者の1年生の教育の充実ができるようにということで、これまでよりさらに基礎的な科目の充実ができるような設置基準を改正したところでありますが、勉強の難しさとか、3年間で既修者の方に追いつかなければいけないところの難しさを学生さんがそれぞれ認識されているんじゃないかなと。

【江川委員】 それもありますけれども、例えばさっきリスクがどれだけなのかがよくわからないという中で、自分が例えば仕事をしているにもかかわらず、それをやめて、あるいは仕事を続けるにしても勉強に振り当てる時間が長くなれば、会社での出世はあきらめなきやいけなくなるかもしれないわけですよ。自分がそれぐらいの負担を負ってまで挑戦しても、どれぐらいのリスクがあるのかもよくわからないという不安がある

から、踏み出せないところがあるという認識はないですか。

【澤川専門教育課長】 すみません。今、法学部外の受験生の減少について私が説明してしまっただけかと思っているんですが、全体についても減少しているわけですので、そのところは委員がおっしゃられたような形で、合格するかどうかというリスクと、あと実際に法曹になってから、どういう活動の余地があるんだろうかという側面が、学生に心理的に影響を及ぼしているんじゃないかなと考えています。

【谷藤座長】 三上委員、どうぞ。

【三上委員】 門外漢ですので、非常に失礼というか、下品な質問だったら許していただきたいんですけども、入り口と出口で司法試験合格者の質を高めるというのは非常にいい方向だと思うんですが、その前提で考えた場合に、例えば大学院別の合格者を見ると、上位に出ている神戸大学とか一橋、東大、京大というところは、おそらく受験生の質も高いし、大学の教育の質も高いと思うんですが、なぜか独立行政法人、つまり旧国立大学は行政指導よろしく一律1割削減とか、定員が減少しているんですね。本来はみんなこういうところに入りたいから、こういうところの定員は増やしてもしかるべきはずのものが、どこもかしこも一律1割削減ということは、ここに書いてある改善策と矛盾しているのではないかという印象を受けるわけです。

また、法科大学院の経営ということを見ると、一定数の学生がいないとペイしないところがあって、そうすると違う観点から絞っていかないと、なかなか間口が狭まらないと思うんですが、そういうことに関する具体的な施策は考えておられるのかというところが1点目です。

それからもう一点目は、法科大学院は今2年間ですけれども、2年、3年、その間の授業料がかかって、それなりのコストがかかって、その後、司法試験受験の期間があって、アルバイトされる方もいましたけれども、基本的には受験生という無職で、さらに、その後に司法修習というのがあって、今度、その司法修習が貸与に変わるかもしれないわけです。これに関しては、ここの中でも結局、賛否両論という形で書いてあるわけですが、もし親の支援等々を全く受けられないという前提で考えると、ざっくり言ってみても貸与みたいな格好になっても、司法修習が終わる段階で300万円とか、400万円ないしそれ以上の多額の借金を背負うことになるかもしれないわけです。今はご存じのように、法律的な価値判断で、年収の3分の1を超える借金は過多であるという目安も決められています。おそらく弁護士に運よくなられたとしても、初年度の報酬という

のは300万円から500万円が相場だと言われていますから、そういう人というのはキャッシングはもちろんとし、クレジットカードの分割払いもできない計算になります。もちろん消費者金融からのお金じゃありませんから、法律上の問題でなくて、「国民が負ってはいけない危険水準の借金額」という意味ですけれども、そういう観点から法曹になる人のリスク、前回出ましたけれども、金銭面からの分析みたいなことはされておられるのかというのが2点目。

それから、しつこいように申しわけないですが、3点目は、結局、あらゆるリスクというのは、ストレートにそのまま弁護士になっても26歳前後、3回目に通っても29歳。落ちたら30前後でフリーターだと。フリーターという話は語弊があるかもしれませんが、方針の変更というのは若いときにしないと選択肢が減っていくというのは、企業の採用の場面では一層明らかでございまして、そう考えると、例えば普通の法学部であれば、学部に進学する2年の段階で法科大学院の選抜試験をして、その後の3年間で専門教育をすとか、他学部の人は今3年間で法科大学院にいるはずなんですから、2年生と他学部の人と一緒に受ければ同じ効果が得られるはずなので、そういう選択肢もあれば、1年間短くできますし、あるいは私は司法修習を受けたことがないので、どういものかわからないまま言っちゃうので、非常に乱暴な意見かもしれないんですけども、司法修習なしにでも弁護士として開業できていいんじゃないかと。つまり、コートに行かない弁護士というのは世の中にたくさんいるわけですし、企業法務をやっている人というのは基本的にはコートに行かないわけですから、法廷術がどれほど重要かというのは弁護士によっても差があると思うんです。だから、2回試験を受けなきゃ司法の資格を認めないという制度がほんとうにいいのかどうか。そういうところも含めて、できるだけ若いうちに結論が出る制度みたいな形の修正は検討されなかったのか。

長くてすみませんが、この3点をお伺いしたいと思います。

【澤川専門教育課長】 1点目の法科大学院の入学定員削減のところでございます。法務省資料の65ページに各大学における入学定員の削減状況について入っております。それで、私が冒頭の説明で申し上げた15%というのは、結果として平均にならしてみるとということございまして、例えば国立においては1割しか削減してないところとか、あと信州大学のように5割以上定員を削減しているところがございまして、それぞれの各大学の状況に応じた形でのご判断に基づく削減になっているということでございます。

あと、私大につきましては、この春に入学定員を削減しているのは少ないわけでございます。中教審の答申が出たのが21年4月ということで、その後、いろいろ大学とお話をしてきたわけでございますが、いろいろと経営判断等ございまして、なかなか迅速な判断に至らず、この春には間に合わなかったところでございます。それで、私どもとしては、特に競争倍率が2倍を下回っているような形で、十分な志願者を確保できないところを中心に、引き続き削減をお願いするというところで、果たして今、おたくの法科大学院の規模は適正でしょうかという観点から各法科大学院とお話をして、自主的な見直しでございますので、国が一律に押しつけられるわけじゃございませんので、自主的なそういう削減をお願いしている状況でございます。

【三上委員】 すみません。私の質問は、一律に同じ割合で減ってるかどうかではないんです。東大とか一橋の枠がなぜ削減されるのか、です。入りたい人はいっぱいいて、そこでの教育を受けたい人がいっぱいいて、出た人の質も高いわけなので、一律減っていること自体が、少なくとも自由競争のもとで運営されている世界ではあり得ない結果だと私は思うわけです。減るところがあれば増えるところがある。いい大学には人が集まって、教員も集まってきて、もちろん設備の規模の限界というのはおのずとあるんでしょうけれども、それは競争社会みたいなところでですね、一律に減っているということ自体が非常に奇異に映るといえるか、希望者がたくさんいるのにどうして減らすんだろうということをお伺いしたかったのです。

【澤川専門教育課長】 そうですか。すみません。そこはそれぞれの東大なり、京大なりのご判断になるんだろうと思いますが、当時の関係者の話として、制度全体の危機であるという認識を、東大並びに京大の関係者等が強く持たれたという話だと理解しております。

【小山司法法制課長】 いろいろな金銭的な面についてのご指摘がございました。これがきれいな答えになっているかどうかは別でございますが、今後、司法修習生の給費制が貸与制に変わります。これは希望者に対して資金を貸与するというところでございますが、その支払いについては無利息で5年間を猶予しまして、その後、10年間の分割払いということになっております。ですから、もちろんもらえるのと借りるのでは大分違うというのはご指摘のとおりだと思いますけれども、一定の配慮はしているところでございます。

それから、給費制から貸与制になるときの制度の考え方としては、資格を自分で身に

つけるときに、それを全部国費で面倒を見ていいのだろうか、また法曹人口も増える中で給費制を続けていいのだろうかというご議論に基づくものではないかと思っています。ですから、ワーキングチームの中でも国民の負担に直結するものなので、国民の理解が必要だというご議論があったと思います。

それから、全体のプロセスを短くするかどうかという議論は、事務局の私の記憶では、このワーキングチームでは明確にはなされていなかったと思います。

【江川委員】 それに関連して質問ですけれども、弁護士になるまで、あるいは検察官でも裁判官でもいいんですけれども、なるまでに大体幾らかかるんでしょうか。

【澤川専門教育課長】 法科大学院の授業料という点でいえば、国・公・私ございますが、年間百数十万円という授業料でございますので、あとその他の例えば生活費のところとか、参考書等法律の基本書の購入に要する費用までは当方はまだ把握しておりませんので。

【江川委員】 調査はしてない。

【澤川専門教育課長】 そういう形での学生の生活実態に係る調査は、当方としてはデータを持ち合わせておりません。

【谷藤座長】 ジョーンズ委員、どうぞ。

【ジョーンズ委員】 ご存じのように、アメリカには至るところに弁護士がいますけれども、日本も全く同様に至るところに法律関係の仕事をしている人がたくさんいまして、ただ、どこが違うかというところ、弁護士ではない、法曹ではない。昔から不思議に思ったのが、法科大学院制度と法曹人口の議論の中でそれ以外の法律職は何で全く議論されなくて、法科大学院制度とほかの法律職の関連づけは何で全くなかったのか、これからそれをつくっていく考えがあるかどうか。ある意味で私が思うには、法科大学院制度はブランディングの失敗なんです。要するに法曹、法曹という言葉ばかりが使われると、法科大学院に行っても法曹になれなかった人は欠陥商品だという自然の理屈になりますけれども、それ以外の法律職になればちゃんと教育を生かす場面があるのに、それが全く視野に入っていないのはなぜなのでしょう。それを議論しないと、これから法科大学院、法曹人口をどうするかというのが、結局、裁判所、法曹三者と大学と文部科学省の利権調整で終わってしまうんじゃないかなという不安は、法科大学院教員としてあります。

【谷藤座長】 それ、意見としてよろしいですか。

【ジョーンズ委員】 質問としてほかの法律職と法科大学院の関連、今までは何で関連

が全くなかったのか、これから関連づけるような何かをお考えでしょうかと。

【谷藤座長】　　そういうことを議論したのかどうかということです。

【小山司法法制課長】　　隣接法律専門職者とか、隣接法律専門職種などと呼ばれております司法書士さんとか、税理士さんなどに関するご指摘だと思いますが、このワーキングチームの取りまとめの29ページの2番のところで、そのようなご指摘も取り上げております。ロースクールとの関係というのではありませんが、社会における法曹の役割について、審議会意見は必ずしも十分に勘案していなかった、さまざまな隣接法律専門職種の存在も踏まえて、法曹とそれらとの連携、分担の在り方を考慮して検討する必要があるとのご指摘がありまして、それらを整理しております。

ロースクールの卒業生と法律隣接との関係については、特に議論がなかったと思います。

【澤川専門教育課長】　　特に議論がなかったと理解しています。

【ジョーンズ委員】　　ありがとうございます。

【谷藤座長】　　ありがとうございました。よろしいですか。

まだまだお話しいただきたいところがいっぱいありますが、時間になってしまいました。時間の都合がありますので、これで今回は終了させていただきたいと思います。ご説明いただきました文部科学省、法務省の方、どうもありがとうございました。ご多用の中、協力いただきましたことを感謝申し上げたいと思います。

また今後、研究会では、さらにお尋ねしたいということ、資料並びにデータ等々をお願いするときがあるかと思えます。そのときは協力のほど、よろしく願い申し上げます。

本日はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは最後に、次回の研究会の議題及び開催日程につきまして、事務局からご説明願いたいと思います。

【松本評価監視官】　　次回の議題につきましては、前回の研究会でご了承いただきましたスケジュールに沿いまして、これまでの検討経緯、関係府省の改善方策の実施状況についてもう一度おさらいをさせていただいて、これまでどんな取り組みがなされてきたのかという整理をもう一度事務局なりに資料を準備させていただきます。その上で、皆様の問題意識の整理をしていただければと思っております。この点に関しましては、本日のご説明でもかなりやっていたいただきましたので、少し絞って、重複しない形でご提示

申し上げたいと思います。

このほか1点ご提案申し上げたいと思っておりますが、きょうご出席いただいておりますコリン・ジョーンズ先生につきましては、近々夏以降、海外研究に携われるということで、次回の研究会が最後になるのではないかと伺っております。つきましては、せっかくのご参加でございますので、コリン・ジョーンズ先生の本件に関する問題意識なりご意見をご開陳いただいて、それについても皆さんでいろいろご議論いただく時間も設定させていただこうかなと思っております。次回はそんな形で8月上旬、可能であれば8月9日の週あたりはどうかと事務局は考えておりますが、また追って個別にご相談をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【谷藤座長】 ただいま事務局から日程等々について説明がございましたが、委員のほうから何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれで終わりたいと思います。長時間にわたって、どうもありがとうございました。